

2020 年度事業計画案

JPNIC 定款(抜粋)

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定
- (5) コンピュータネットワークの資源管理
- (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

2020 年度事業計画 案

本資料では、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の 2020 年度事業計画案について説明を行う。

■ JPNIC 全体に関わる事項

実施する事業はこれまでの内容を継続する。日々に既存事業の見直しと新規事業の検討を行うことで、より世の中の実態に即した事業を展開していく。またインターネットの普及が進んでいく中で、必要に応じて JPNIC の理念の見直しも行う。

会員との JPNIC の理念の共有等積極的な情報発信や会員の要望に沿った事業・サービスの在り方の検討を通じて、会員の満足度向上に努めるとともに新規会員の獲得を目指す。また、インターネット基盤に関わる分野との交流を深めつつ、これまでに接点・交流の少なかった分野との関係も拡大する。

事業の見直しと検討、および業務運営の改善においては、内外の意見を考慮した上で、インターネットの領域の拡大の中における JPNIC の役割を適切に認識していく。業務運営にあたっては、安全性・信頼性向上に配慮する。

さらに、評議委員会をはじめとする、会員を含めた内外の人材・組織等からの知見を活用するための体制の構築や取り組みを充実する。

■ 法人運営

法人運営は、会員の負託に応えるように理事が責任をもって職務を執行する。

日常の業務を推進する事務局は、IP 事業部、インターネット推進部、技術部、総務部の 4 部で構成し、組織の活性化や人的資源配分等の見直しにも取り組む。

事業をより安定的に遂行できるよう適切な収益の確保に注力し、予算の執行については、費用の抑制に努め、事業計画に基づくすべての活動を予算の範囲内で実施する。

また多様な働き方への配慮等社会の要請を踏まえつつ、業務運営のさらなる効率化に努める。

■ 財源

事業の実施に必要な財源についても、これまでと同様に、IP アドレス事業は事業収益(IP アドレス維持料等)により、インターネット基盤整備事業は事業収益(イベント、セミナー開催等)、会費、インターネット基盤整備基金資産からの運用収益およびその他の収益で構成する。

1. IP アドレス事業

IP アドレス事業は、インターネット番号資源の適切な分配・管理を通して、インターネットの円滑な運用を維持し、その発展に資することを目的とする。業務分野としては、資源管理業務、ルーティングレジストリ業務、方針策定・実装業務、国際調整・連携業務、調査研究業務、情報提供業務の六つの分野に取り組むものとする。

JPNIC では、アジア太平洋地域のインターネット番号資源の分配・管理ルール(ポリシー)について議論を行う APNIC Conference の招致について取り組みを進めた結果、2021 年の APNIC52 Conference の日本開催が実現することとなった。

これに加え、従来は IP アドレス、AS 番号の分配管理を目的とする資源管理業務を中心に IP アドレス事業を進めてきたが、分配・管理ポリシー議論への積極的な参画、RPKI 運用の高度化や IP レジストリシステムの可用性向上等、IP アドレス事業の担う範囲がより高度に拡大してきている。

それらに対応すべく既存の資源管理業務の一層の合理化推進が必要となっている。

データベース登録情報の正確性向上に関する議論については、各 RIR において議論が進み、APNIC でも 2019 年に WHOIS 登録情報の正確性向上に関するポリシーが実装された。JPNIC においてもその実装に関してコミュニティ有志のワーキンググループによる検討が、JPOPF 運営チームを中心に進められており、2020 年度には JPNIC に対する実装勧告が行われる見込みである。

また、WHOIS による情報提供に関して、これを頻繁に利用して各種インシデントや問い合わせ等の対応を行なう、ネットワーク Abuse 対応担当者のコミュニティに JPNIC も参加して、WHOIS の利用実態や要望について意見交換を継続的に行なっている。

2020 年度の注力項目は以下の通りである。

○ 資源管理業務

従来からの番号資源管理業務の手法、手続き方法について検証し、合理化、効率化を実施する。特に書面による手続きを求めているものについて電子化を進めることで、申請者の負担軽減に繋げるように検討を進める。これにより番号資源管理業務にかかる工数削減を実現し、多様な業務に機動的に対応できる体制を目指す。

○ 方針策定・実装業務

WHOIS 登録情報の正確性向上に関する有志ワーキンググループの検討を受けて、実装に関する具体的な計画立案を実施するとともに、IP アドレス管理指定事業者や IP アドレス、AS 番号割当先組織に対して、WHOIS 登録情報の正確性向上施策について十分理解いただけるよう周知に努める。

○ 情報提供業務

Abuse 対応担当者コミュニティとの連携を強化し、WHOIS 登録情報の正確性向上の実装方式を含め、機能や活用方法についての意見収集を行う。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

1.1 資源管理業務 (定款第 4 条第(5)号関係)

- ・ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの割り振り・割り当て
- ・ AS 番号の割り当て
- ・ IPv4 アドレス、AS 番号移転
- ・ JPNIC WHOIS の安定提供と RDAP 対応の実施

- ・ DNSSEC レコードを含む逆引きゾーン情報の維持管理と DNSSEC 導入支援
- ・ 逆引きネームサーバの設定適正化(lame delegation 削減)に向けた取り組み
- ・ 資源管理認証局の維持管理
- ・ 各種申請等に関する問い合わせ、相談対応
- ・ 災害等発生時の業務継続性を考慮した資源管理業務体制の検討
- ・ 番号資源管理業務の合理化に関する検討及び実施

1.2 ルーティングレジストリ業務 (同第(1)号及び第(2)号関係)

- ・ JPIRR の登録管理
- ・ JPNIC 経路奉行運営と経路ハイジャック通知
- ・ RPKI システムの本格的活用を想定した諸施策の検討
- ・ RPKI Origin Validation や RPKI システムの利用促進を目的とした情報提供等
- ・ JPIRR 未登録事業者への登録促進

1.3 方針策定・実装業務 (同第(4)号関係)

- ・ 国内における IP アドレス、AS 番号に関するポリシー検討、調整
- ・ JPNIC オープンポリシーフォーラムのサポートと連携
- ・ APNIC 及び JPNIC オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなったポリシーの実装検討
- ・ JPNIC オープンポリシーフォーラムの充実に向けた検討、調整
- ・ WHOIS 正確性向上に関する施策の実装検討、計画立案

1.4 国際調整・連携業務 (同第(1)号、第(4)号及び第(5)号関係)

- ・ APNIC との業務連携、運営協力
- ・ 各 NIR 等の海外関連諸団体、技術コミュニティ等との情報交換及び連携
- ・ APNIC をはじめとする各 RIR におけるポリシー議論への参加、情報収集及び調整
- ・ APNIC52 開催に向けた各種調整

1.5 調査研究業務 (同第(1)号、第(2)号及び第(3)号関係)

- ・ 番号資源の動向等に関する調査研究
- ・ 番号資源管理に関する技術動向調査研究
- ・ RPKI 活用及び技術動向に関する調査研究

1.6 情報提供業務 (同第(1)号関係)

- ・ IP アドレス、AS 番号、JPIRR の統計データ、番号資源動向等に関する情報提供
- ・ 関連組織や諸団体との連携及び番号資源に関する情報提供
- ・ 契約組織への申請業務等に関する情報提供
- ・ 各 RIR における番号資源管理についての議論や動向に関する情報提供
- ・ IPv4 アドレス移転支援のための情報提供
- ・ WHOIS 正確性向上に関する施策実施についての周知及び意見収集

2. インターネット基盤整備事業

インターネット基盤整備事業は、インターネットの基盤整備を促進することにより、インターネットコミュニティの発展に貢献することを目的とする。業務分野としては、情報センター業務、普及啓発業務、調査研究業務、インターネットガバナンスに関する業務、JP ドメイン名に関する業務、新たなドメイン名に関する業務の六つの分野に取り組むものとする。

インターネットの基盤に関して技術的には、近年 RIR において、ルーティングセキュリティの向上に向け RPKI を整備し普及させることへの関心の高まりがある。特にアジア太平洋地域での RPKI 実現には、APNIC から IP アドレス分配される NIR の協力が不可欠であり、そのために既に RPKI のサービスを行っている JPNIC として情報連携が求められている。また一般的に、オンラインサービス提供においてサービス提供に携わる技術者には、ネットワーク技術に関する基本の概念理解が不可欠であるが、サービス技術の多様化や高度化に伴い、こうした基本概念への関心が薄く、理解が十分に得られていないことで、サービス提供品質が低下するケースが見られる。

インターネット基盤に関して政策面では、インターネットガバナンスの議論において、IGF の機能強化の動きとともに、国別 IGF 活動においてもさらなる活動活性化が求められる局面となっている。また、ドメイン名の利用局面において、エンドユーザーに向けた普及啓発が足りていないことで、ドメイン名をめぐるドロップキャッチ（廃止ドメイン名の元登録者以外による獲得）による不正利用のような問題も増加傾向にある。

2020 年度の注力項目は以下の通りである。

○ 普及啓発業務

・技術者に向けたネットワーク技術に関する基本概念とネットワークやインターネット資源の基本を伝える施策を強化する。またドメイン名に関する知識といった必ずしも技術であったり、技術者向けとは言いきれないものについても、必要や内容に応じ、一般ユーザーも視野に入れた適切な情報提供と普及啓発も実施する。

・Internet Week は、プログラム編成等において漸進的な改善施策を続けてきたが、コミュニティが集い、同時に基盤技術と最新動向を広く伝える場としての意義を高めるべく、参加のしやすさ向上に向けて、2020 年度以降に向けた変革を検討する。

・ルーティングセキュリティについて、正しい登録の必要性が高まっている RPKI および ISOC の提唱する MANRS(ルーティングセキュリティに関する行動規範)は、最新の状況も踏まえて、普及啓発を行う。

○ 調査研究業務

2019 年度に実施した三つの調査研究(ルーティングセキュリティ、ドメイン名と紛争、インターネット運営調整の現状と傾向)に関して、事業としての発展に向けて今後の取り組みを検討する。

○ インターネットガバナンスに関する業務

NRI(National and Regional IGF Initiative)を含む IGF 全体の機構変更の兆しが見えるので、Japan IGF の体制を整えた上で活動を軌道に乗せ、国内関係者を広く巻き込んだ議論の活性化に取り組む。

なお、JP ドメイン名に関する業務のうち、JP ドメイン名紛争処理及びデータエスクローに関する業務の費用については、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」第 11 条の定めに基づき、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が JP ドメイン名登録者から受け取る、JP ドメイン名の登録料収入・更新料収入から支弁される。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

2.1 情報センター業務 (定款第 4 条第(1)号関係)

- ・ JPNIC Web サイトによる情報提供

- ・ メールマガジン・JPNIC ブログの発行、会報誌 Newsletter の紙面構成見直しと発行
- ・ インターネット基盤運営に関する各種情報の発信 (DNS, WHOIS, ルーティング、ドメイン名紛争処理(DRP)、関連政策など)
- ・ 国内外のドメイン名に関する問い合わせ対応

2.2 普及啓発業務 (同第(6)号関係)

- ・ Internet Week をはじめとした各種セミナー、講演会、勉強会等の開催
- ・ インターネットの技術、運用、政策、制度等に関する普及啓発
- ・ インターネット基盤整備に係る関係組織、機関、コミュニティ等との連携
- ・ インターネットの運営調整活動への参加促進
- ・ IPv6 関連技術及びルーティングセキュリティに関する普及啓発
- ・ 本業務の地域展開に関する検討及び実施

2.3 調査研究業務 (同第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号関係)

- ・ DNS の運用に関する調査研究
- ・ グローバルなレジストリ運用技術に関する調査研究
- ・ IP アドレスと認証局を応用したセキュリティ技術に関する調査研究
- ・ RPKI を含むルーティングセキュリティに関する調査研究
- ・ 国内外のインターネット政策に関する調査研究
- ・ 国際化ドメイン名(IDN)を含む各国 ccTLD 及び gTLD に関する調査研究
- ・ ドメイン名紛争処理の事例等に関する調査研究
- ・ セキュリティや政策課題等のその他インターネットの基盤整備に関する調査研究

2.4 インターネットガバナンスに関する業務 (同第(1)号、第(3)号、第(4)号及び第(6)号関係)

- ・ 国内外の会議体・組織における議論や政策検討への参画、意見調整及び提言の発信
- ・ インターネットに関する政策やガバナンスに関する情報提供
- ・ インターネットに関する課題の共有、アウトリーチ
- ・ インターネットに関する諸課題を議論するコミュニティの形成及び議論喚起

2.5 JP ドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ JP ドメイン名紛争処理方針及び手続規則の検討、運用、並びに普及啓発
- ・ 紛争処理機関に対する支援並びに協調作業
- ・ AD.JP ドメイン名申請における審査業務
- ・ JP ドメイン名レジストリのデータエスクロー関連業務
- ・ JP ドメイン名の公共性の担保に関する業務
- ・ JP DNS のセカンダリである b.dns.jp の運用

2.6 新たなドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ IDN ccTLD に関する対応
- ・ 新 gTLD に関する対応